

京都市上下水道局告示第40号

京都市指定給水装置工事事業者規程第9条の規定に基づき、次の者の京都市指定給水装置工事事業者の指定の効力を一時停止したので、同規程第10条第4号の規定に基づき告示します。

平成19年2月28日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 吉村 憲次

1. 指定効力停止業者名等

京都市山科区西野今屋敷町41番地の1

株式会社岩崎管工

代表取締役 岩崎 泰大

2. 指定効力停止期間

平成19年2月28日から平成19年5月27日まで

(上下水道局水道部給水課)